

基本的見解 及び データ

- I 金額審議にあたって
- II 最低賃金の目的と役割
- III 現状認識
- IV 最低賃金と社会の動き

2023年8月4日

労働者代表委員

金額審議にあたって(1/2)

1. 最低賃金近傍で働く者の「暮らしを守る」

- ◆ 資源高や円安により2021年度後半から物価上昇が続く、これから価格転嫁が進むにつれ更なる物価の上昇への懸念もある。
- ◆ 足元の実質賃金は前年比▲2.3と、物価上昇に賃金が追いついていない状況。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引き上げを意識した議論が必要である。

2. 日本社会のステージを転換し、「未来をつくる」

- ◆ 連合の2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計(2023.7.5)では、平均賃金方式で回答を引き出した国内5,272組合の賃上げ結果は、額 10,560円・率 3.58%と比較可能な2013闘争以降最も高い。また、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で52.78円、率で5.01%であった。
- ◆ 連合長崎においても、最終集計(2023.6.6)では、全体104組合(21,411人)の正社員賃上げ額は10,603円(率3.66%)、地場組合の62組合(5,919人)でも6,814円(率3.18%)と30年ぶりの高水準であった。

3. 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準の追求

- ◆ 地域別最低賃金は、最高額(東京都)の1,072円で2,000時間働いても年収215万程度といわゆるワーキングプアの水準にとどまり、本県の853円では年収170万程度と生活が困難と言わざるを得ない。生存権を確保した上で労働の対価として相応しいナショナルミニマム水準へ引き上げることが社会的要請。連合はその通過点として、まずは「誰もが時給1,000円」の早期実現を目指す。
- ◆ 2023年度は、2022年末に臨時改定した連合リビングウェイズを念頭に、外部労働市場における募集賃金の実態や高卒初任給との均衡などを考慮の上、金額審議を進めていきたい。

4. 地域間格差の是正に向けた引上げ

- ◆ 2002年度の時間額統一時に104円であった最高額と最低額の額差は、2018年に224円に拡大し、2022年度には219円となった。地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展にブレーキをかける一因となっており、本県は顕著に表れている。
- ◆ 「目安制度の在り方に関する全員協議会」が2023年4月に取りまとめた「報告書」によって、本年審議では目安を示すランク数が3区分へ見直された。そして、Cランクの目安額として39円が示されたが、この目安額については、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることから、本年審議においても最高額と最低額の比率のみならず、額差(219円)の縮小につながるよう底上げにこだわる。

金額審議にあたって(2/2)

5. 中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備

- ◆ 最低賃金の引上げには、「通常の事業の支払い能力」を高めることが重要。
- ◆ 環境整備に向け、政府の各種支援策の利活用状況を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利活用促進が必要。
- ◆ すでに本県においては、県・経営者協会・連合長崎など13団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定書」を6月に締結した。改めて、最低賃金引き上げ分も含めた労務費上昇分を適切に価格に転嫁できるよう、機運の醸成が必要である。

6. 労働市場に注視し、積極的な引き上げの審議が必要

- ◆ 2023春季生活闘争においては、約9割の組合で昨年を上回る賃上げが行われた。その中でも他の企業・業種への人材移動への不安などから人材引き留めの観点から賃上げを行う企業も少なくなかった。
- ◆ 最低賃金の引き上げと雇用維持とは相反しない。むしろ人口流出が顕著な本県においては、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所こそ、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務。

最低賃金の目的と役割

～ 法の趣旨を再確認する ～

【日本国憲法】

25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【労働基準法】

1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

(2) この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

【最低賃金法】

(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の原則)

賃金決定の3要素

第九条

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金の目的と役割

「通常の事業の賃金支払能力」とは？

第168回国会（臨時会）

答弁書

答弁書第三八号 内閣参質一六八第三八号

2007年11月6日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員福島みずほ君提出最低賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出最低賃金に関する質問に対する答弁書

「労働者の生計費」とは、労働者の生活のために必要な費用をいい、これに関しては、例えば、世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数等の資料を参考に行っている。「類似の労働者の賃金」とは、当該地方の労働者の賃金水準をいい、これに関しては、例えば、学卒初任給や春季賃上げの状況等の資料を参考に行っている。「通常の事業の賃金支払能力」とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいい、これに関しては、例えば、経済産業省の実施した「工業統計調査」による付加価値額の状況、日本銀行の実施した「短期経済観測調査」による業況判断及び経常利益の状況等の資料を参考に行っている。地域別最低賃金については、地方最低賃金審議会において、平成十九年度においても従来と同様、これらの資料を参考にし、地域の実情を踏まえた調査審議を経て適切に決定されているものと承知している。なお、御指摘の三つの考慮要素については、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定に当たって考慮されるべきものとする。

【現状認識】 昨年の改正状況

ランク	都道府県名	2021年度				2022年度改定				2022年度決定状況				指定発	発効日
		最低賃金額		最低賃金額		専門部会 決定日	6条 5項	採決	審議会 結審日	採決					
		時間額	時間額	引上げ額	率										
A	東京	1041	1072	31	2.98%	8月5日		☆	8月5日	☆	指	10月1日			
	神奈川	1040	1071	31	2.98%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
	大阪	992	1023	31	3.13%	8月4日	有	○	—	—		10月1日			
	埼玉	956	987	31	3.24%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日			
	愛知	955	986	31	3.25%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日			
	千葉	953	984	31	3.25%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日			
	京都	937	968	31	3.31%	8月8日		●	8月10日	●		10月9日			
B	兵庫	928	960	32	3.45%	8月5日	有	○	—	—	指	10月1日			
	静岡	913	944	31	3.40%	8月5日		●	8月9日	●		10月5日			
	三重	902	933	31	3.44%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日			
	広島	899	930	31	3.45%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
	滋賀	896	927	31	3.46%	8月5日		●	8月10日	●		10月6日			
	栃木	882	913	31	3.51%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日			
	茨城	879	911	32	3.64%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
	富山	877	908	31	3.53%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
	長野	877	908	31	3.53%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
	山梨	866	898	32	3.70%	8月12日		●	8月23日	●		10月20日			
	北海道	889	920	31	3.49%	8月5日		●	8月8日	●		10月2日			
	岐阜	880	910	30	3.41%	8月5日		☆	8月5日	△☆	指	10月1日			
	福岡	870	900	30	3.45%	8月12日		●	8月12日	●		10月8日			
	奈良	866	896	30	3.46%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
C	群馬	865	895	30	3.47%	8月12日	有	○	—	—		10月8日			
	岡山	862	892	30	3.48%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日			
	石川	861	891	30	3.48%	8月12日	有	○	—	—		10月8日			
	新潟	859	890	31	3.61%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日			
	和歌山	859	889	30	3.49%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日			
	福井	858	888	30	3.50%	8月8日		☆	8月8日	☆		10月2日			
	山口	857	888	31	3.62%	8月12日		●	8月17日	●		10月13日			
	宮城	853	883	30	3.52%	8月5日	有	○	—	—		10月1日			
	香川	848	878	30	3.54%	8月5日		▲	8月5日	▲	指	10月1日			
	徳島	824	855	31	3.76%	8月10日		○	8月10日	○		10月6日			

ランク	都道府県名	2021年度		2022年度改定		2022年度決定状況				指定発	発効日	
		最低賃金額		最低賃金額		専門部会 決定日	6条 5項	採決	審議会 結審日			採決
		時間額	時間額	引上げ額	率							
D	福島	828	858	30	3.62%	8月5日		○	8月10日	○	指	10月6日
	島根	824	857	33	4.00%	8月9日		●	8月9日	●		10月5日
	山形	822	854	32	3.89%	8月9日		●	8月10日	●		10月6日
	大分	822	854	32	3.89%	8月9日		●	8月9日	●	指	10月5日
	岩手	821	854	33	4.02%	8月22日		●	8月23日	●		10月20日
	鳥取	821	854	33	4.02%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
	青森	822	853	31	3.77%	8月9日		●	8月9日	●		10月5日
	秋田	822	853	31	3.77%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	愛媛	821	853	32	3.90%	8月9日		●	8月9日	●		10月5日
	佐賀	821	853	32	3.90%	8月8日		●	8月8日	●	指	10月2日
	長崎	821	853	32	3.90%	8月12日		●	8月12日	●	指	10月8日
	熊本	821	853	32	3.90%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	宮崎	821	853	32	3.90%	8月10日		●	8月10日	●	指	10月6日
	鹿児島	821	853	32	3.90%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
	高知	820	853	33	4.02%	8月15日		●	8月15日	●		10月9日
沖縄	820	853	33	4.02%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日	
加重平均	930	961	31	3.33%								

【概況】

長崎は32円の引上げで結審 ⇒ 853円。

今回は、中央での目安審議の関係で、各県のスタートも遅れ、長崎は目安プラス2円、10月1日発効で結審。

沖縄と高知が、目安プラス3円で結審。結果、長崎は最下位グループとなった。

ランクごとに見ると、Aランクはすべて目安通り。BとCは目安プラス1円というのが7道県。

Dランクは、福島だけが目安通り。目安プラス3円が島根、鳥取、岩手、沖縄、高知となり、853円での最下位が10県並んだという状況。

※決定状況表示 ○：全会一致 ●：使用者側反対 ▲：労働者側反対 ☆：使用者側一部反対 △：労働者側一部反対 ★：使用者側一部棄権
 ■：使用者側退席 ◆：労働者側退席 □：使用者側一部退席 ◇：労働者側一部退席 ▽：労働者側一部棄権

※加重平均は、厚生労働省発表による

【現状認識】 昨年の改正状況

■ 2022年度地域別最低賃金額



いくらかな？
労働者も使用者も
要チェック！

時給がこの金額を
下回ると
最低賃金法違反！



※2022年10月1日以降、順次発効となります。
発効日は、都道府県によって異なります。



連合ホームページより引用

【現状認識】 賃上げ状況



連合集計

【連合本部】 2023 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果

【全国（正社員）】

【全国（有期・短時間・契約等労働者）】

平均賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表）		
	集計組合数	定昇相当込み賃上げ計	
	集計組合員数	額	率
	5,272 組合	10,560 円	3.58 %
	2,877,053 人		
300人未満 計	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %
300人以上 計	1,449 組合 2,514,365 人	10,957 円	3.64 %

2023回答（2023年7月5日公表）			
時給	集計組合数	賃上げ額	平均時給 （参考値）
	集計組合員数		
単純平均	377 組合	39.74 円	1,091.78 円
加重平均	808,108 人	52.78 円	1,095.67 円
月給	集計組合数	賃上げ額	率（参考値）
	集計組合員数		
単純平均	136 組合	6,647 円	3.09 %
加重平均	29,553 人	6,828 円	3.18 %

【連合長崎】 2023 春季生活闘争 第3回（最終）回答集計結果

(連合長崎) 正社員		組合員数による加重平均			2022回答（2022年5月31日時点）	
平均賃金方式	2023回答（2023年6月4日時点）			昨年対比	2022回答（2022年5月31日時点）	
	組合数	定昇込み	定昇込み		組合数	定昇込み
	組合員数	賃上げ(額)	賃上げ(率)		組合員数	賃上げ(額)
全体	104組合 21,411人※	10,603円	3.66%	3,415円	113組合 184,719人	7,188円
地場	62組合 5,919人※	6,814円	3.18%	3,472円	80組合 10,049人	3,342円

※時給（加重平均）
52.78円アップは
引き上げ率換算で
5.01%

【長崎の状況】

長崎県内地場中小の賃上げ額は、6,814円・3.18%（昨年比1,354円増・0.45ポイント増）と、昨年に比べ大幅増となった。特に、300人以上の組合では、金額、率ともに全国平均を上回る結果であり、全体では3年ぶりに2%を超えるなど、コロナ禍前の2019闘争を超える水準での結果となった。業種別では、大手製造業と商業流通を中心に賃上げがなされ、全体を上げた。

※報告のあった72組合中、6割を超える44組合で賃上げ（ベースアップ）が実施。

※初任給の引上げ、一時金の引上げ、定年年齢の引上げなど報告多数。

【現状認識】 消費者物価指数①

消費者物価指数の推移(2020年基準、月次、前年同月比(%))

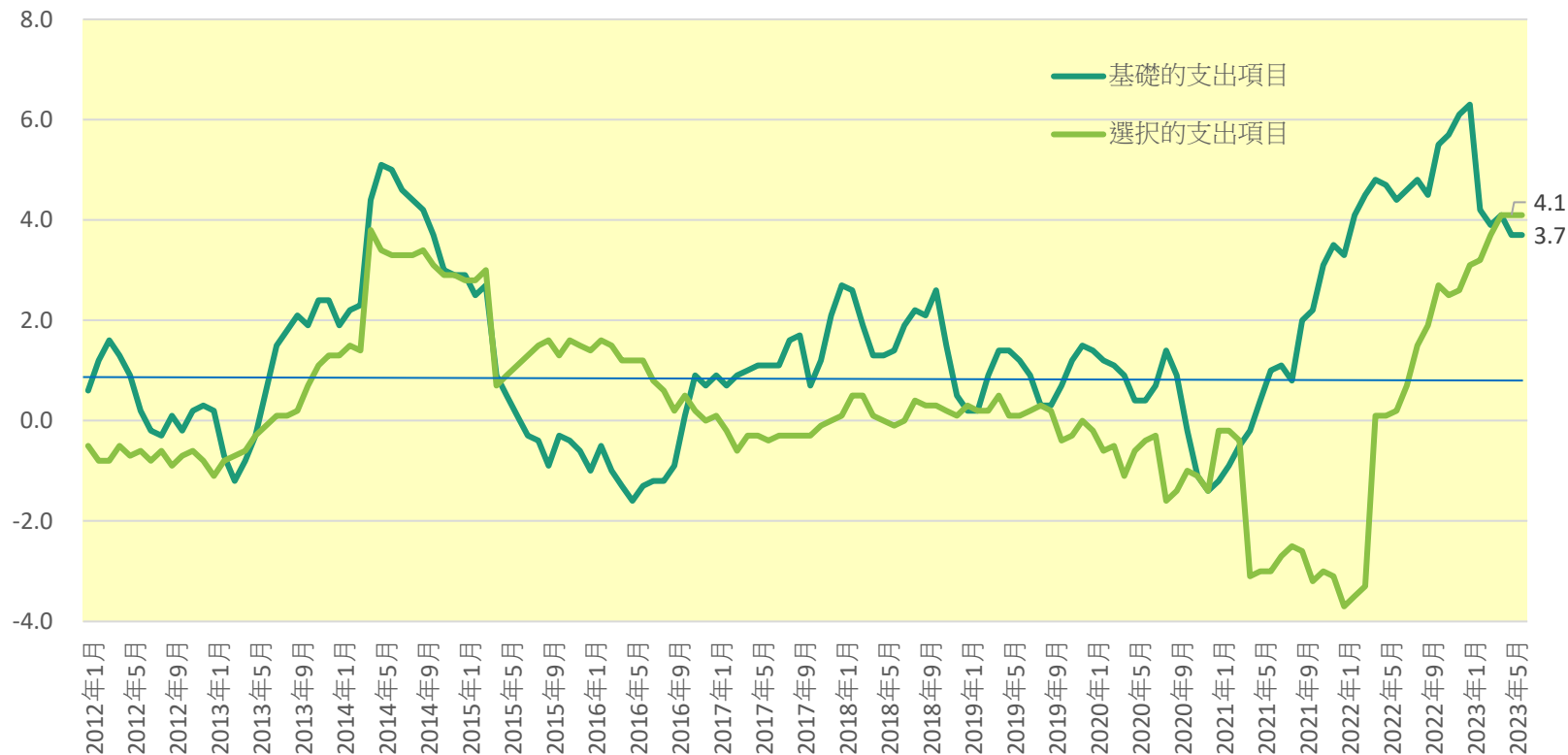


【出所】総務省「消費者物価指数」(1-1表)をもとに連合作成

【現状認識】 消費者物価指数②

政府によるエネルギーの負担軽減策は
2023年9月まで

消費者物価指数の推移
(基礎的・選択的支出項目別指数、2020年基準、月次、前年同月比(%))



基礎的支出項目は支出弾性が1.00未満の項目で、食料、家賃、光熱費など
選択的支出項目は支出弾性が1.00以上の項目で、教育娯楽用耐久財など

【出所】総務省「消費者物価指数」をもとに連合作成

【現状認識】 物価高の影響

政府によるエネルギーの負担軽減策は
2023年9月まで

世帯主の定期収入5分位階級別に見た物価上昇の影響 (勤労者2人以上世帯)							
		全体平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
品 目 別 負 担 増 加 額 (円)	食料	6,762	5,822	6,003	6,477	7,140	8,369
	住居	241	247	242	243	216	258
	光熱・水道	-928	-868	-890	-913	-955	-1,014
	家具・家事用品	1,300	1,045	1,132	1,259	1,348	1,717
	被服及び履物	429	270	330	390	483	674
	保健医療	233	208	195	214	234	314
	交通・通信	912	620	796	835	1,092	1,219
	教育	236	72	120	199	275	512
	教養娯楽	922	615	694	834	1,044	1,421
	その他の消費支出	708	497	573	650	777	1,046
	合計	10,816	8,529	9,196	10,188	11,653	14,516
	世帯の平均可処分所得 (円)	500,914	239,215	399,542	490,039	605,902	769,870
	物価上昇分の負担率	2.16%	3.57%	2.30%	2.08%	1.92%	1.89%

※出所：総務省「家計調査」「消費者物価指数」から連合長崎が作成

2023年4月の10大支出費目ごとの物価上昇率を基に、節約せずに昨年と全く同じモノやサービスを買った時に、1か月あたりの負担増加額がいくらになるのかを所得階層別に試算（全国平均）。

最低賃金近傍で働く低所得者層ほど物価上昇の負担が大きくなっている。

【現状認識】 生計費

連合の考える最低生計費との比較

「連合2022簡易改訂リビングウエイジ」・「2022年度地域別最低賃金」との比較

リビングウエイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているもの。さいたま市での調査にもとづき、マーケット・バスケット方式で算出。都道府県別LWは、さいたま市のLWを住居費以外と住居費に分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計したもの。

ラ ン ク	都道府県	2022簡易改訂リビングウエイジ			2022LW(自動車保有の場合)			⑤2022 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額 *1	②月額 *2	最賃比	③時間額 *1	④月額 *2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165 h (円)	(円)	⑤/①	④/165 h (円)	(円)	⑤/③		さいたま市 = 100	
A	東京	1,230	203,000	87.2	1,545	255,000	69.4	1072	101.7	125.6
B	福岡	1,050	173,000	85.7	1,352	223,000	66.6	900	87.5	76.3
C	青森	1,010	167,000	64.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.3
	岩手	1,020	169,000	83.7	1,333	220,000	64.1	854	99.0	65.0
	秋田	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	92.9
	山形	1,050	173,000	81.3	1,358	224,000	62.9	854	100.2	98.0
	鳥取	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	97.1	94.0
	高知	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	99.4	94.2
	佐賀	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.1	97.1
	長崎	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.9	95.8
	熊本	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.8	95.0
	大分	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	97.9	95.6
	宮崎	990	163,000	86.2	1,285	212,000	66.4	853	96.1	90.4
	鹿児島	990	164,000	86.2	1,297	214,000	65.8	853	96.7	91.1
沖縄	1,050	173,000	81.2	1,352	223,000	63.1	853	98.9	72.4	

*1 ①③時間額はそれぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省, 2021)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した

*2 さいたま市のリビングウエイジ(成人単身)を住居費(49,586円)と住居費以外(138,784円、自動車保有の場合は189,691円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局, 2020)の「家賃を除く総合」指数から算出

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局, 2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出

【現状認識】 短時間労働者の1時間あたり賃金

企業規模 10人以上

※1時間あたり賃金・・・短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間で除したものを平均した額

令和4年
(単位:円)

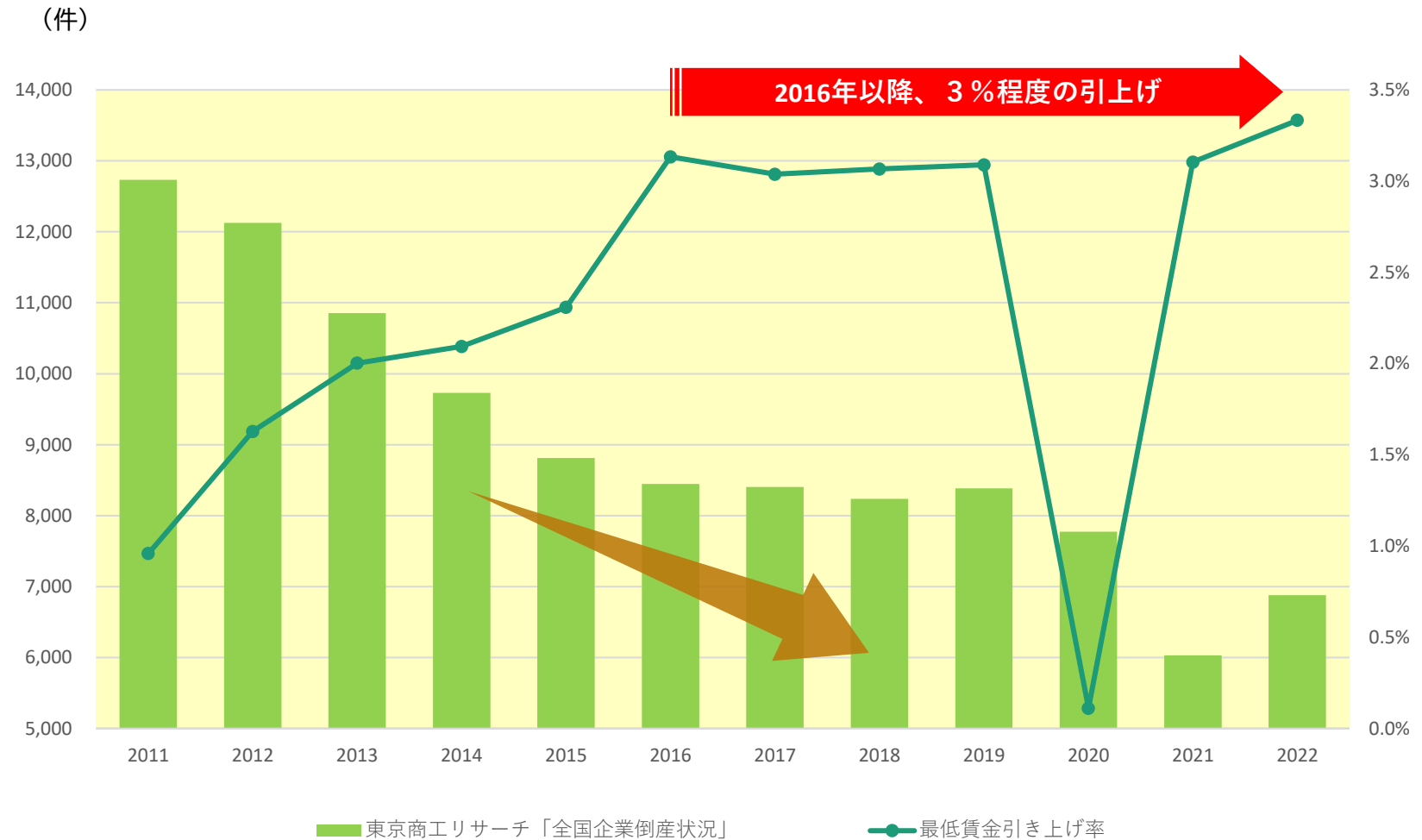
	男						女					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス 業	サービス 業(他に 分類さ れないも の)	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス 業	サービス 業(他に 分類さ れないも の)
都道府県												
全国計	1,624	1,387	1,339	1,168	1,115	1,278	1,270	1,122	1,159	1,126	1,100	1,230
福岡	1,473	1,187	1,249	1,029	1,002	1,117	1,119	1,043	1,051	1,010	997	1,061
長崎	1,178	1,164	1,141	1,006	1,032	1,183	1,053	1,148	972	941	986	977

【現状認識】 産業別求人賃金(ハローワーク長崎)

長崎市の職業別求人賃金および求職希望賃金						
2023年5月	フルタイム常用			パート常用		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	上限平均	下限平均		上限平均	下限平均	
職業計	239,851	191,860	194,685	1,105	1,007	959
管理的職業	302,053	227,053	266,667	0	0	0
専門的・技術的職業	276,148	213,436	213,755	1,432	1,232	1,141
事務従事者	202,028	168,768	179,413	1,001	953	924
販売従事者	270,426	220,135	189,155	988	922	908
サービス職業従事者	203,772	175,605	189,615	1,074	969	908
保安職業従事者	187,298	166,644	175,000	912	887	851
農林漁業従事者	296,546	224,776	203,333	1,032	965	890
生産工程従事者	251,609	187,007	205,238	948	894	957
輸送・機械運転従事者	201,222	16,386	186,774	1,142	1,060	928
建設・採掘従事者	287,743	193,665	237,333	1,375	1,000	877
運搬。清掃。包装等従事者	200,305	173,382	189,103	828	906	888
分類不能の職業	0	0	206,319	0	0	938

出所：労働局データより連合長崎作成

【現状認識】最低賃金引き上げ率と倒産件数の推移



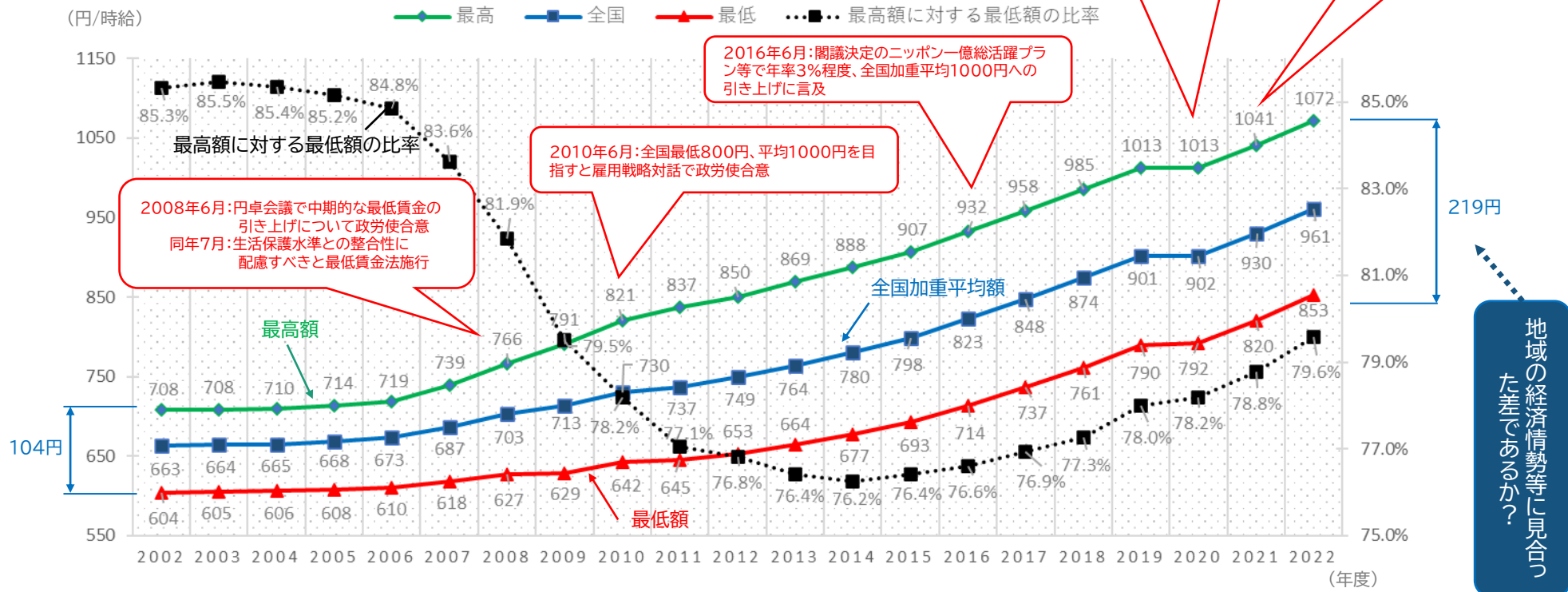
【出所】東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」等をもとに連合作成

【現状認識】 長崎県最低賃金の水準 (地域の賃金や生計費との比較)

No.	項目	月額	備考 (出典等)
1	長崎県地域別最低賃金 (853円) での月額換算	148,251円	853円×173.8h(※) ⇒年間148,251円×12ヶ月=1,779,012円
2	最低賃金での可処分所得 (R2年度中賃では0.818を使用)	121,270円	853円×173.8h×0.818=121,270円 ⇒1年間2,085時間働いても1,454,817円
3	生活保護費の試算 (県内比較)	①158,490円 ②153,490円 ③145,770円	生活保護の自動計算サイト https://seikatsu-hogo.net 夫婦2名 20~40歳 (生活扶助 + 住宅扶助)
4	生活保護費の試算 九州 (福岡) との比較	①162,360円 ②152,490円 ③153,490円	生活保護の自動計算サイト https://seikatsu-hogo.net 夫婦2名 20~40歳 (生活扶助 + 住宅扶助)
5	標準生計費	①118,040円 ②188,040円	出所: 長崎市「標準生計費及び労働経済指標」 令和4年4月 長崎県
6	長崎県 新規学卒者の所定内給与額 (高卒 女性・企業規模10人以上)	163,200円	出所: 賃金構造基本統計調査 (令和4年) 福岡169.9、佐賀166.6、熊本171.1、大分181.1 宮崎130.3、鹿児島165.4、沖縄161.0 (千円)
7	長崎県 年齢別きまって支給する現金給与額 (~19歳女性・企業規模10人以上)	164,100円	出所: 賃金構造基本統計調査 (令和4年) 福岡187.4、佐賀181.1、熊本179.5、大分186.8 宮崎150.8、鹿児島179.5、沖縄176.7 (千円)
8	短時間労働者の1時間当たり所定内給与額 (10人以上) 長崎県 女性 平均時給 1,053円	183,011円	出所: 賃金構造基本統計調査 (令和4年) 1,053円×173.8時間=183,012円/月 福岡1,119、佐賀1,129、熊本1,104、大分1,055 宮崎1,030、鹿児島1,175、沖縄1,118 (円)

※月平均所定労働時間 173.8時間 = 1年間365日÷週の7日×週40時間=2,085時間 (年間所定労働時間) ⇒ 2,085時間÷12か月=173.8時間

【現状認識】 地域間格差の拡大



【例】 最低賃金で1ヵ月(173.8時間)労働した場合

労働調査会「最低賃金決定要覧」より連合作成

東京 1072円×173.8=186,314円	} 38,063円(年間456,756円)の差
長崎 853円×173.8=148,251円	
福岡 900円×173.8=156,420円	

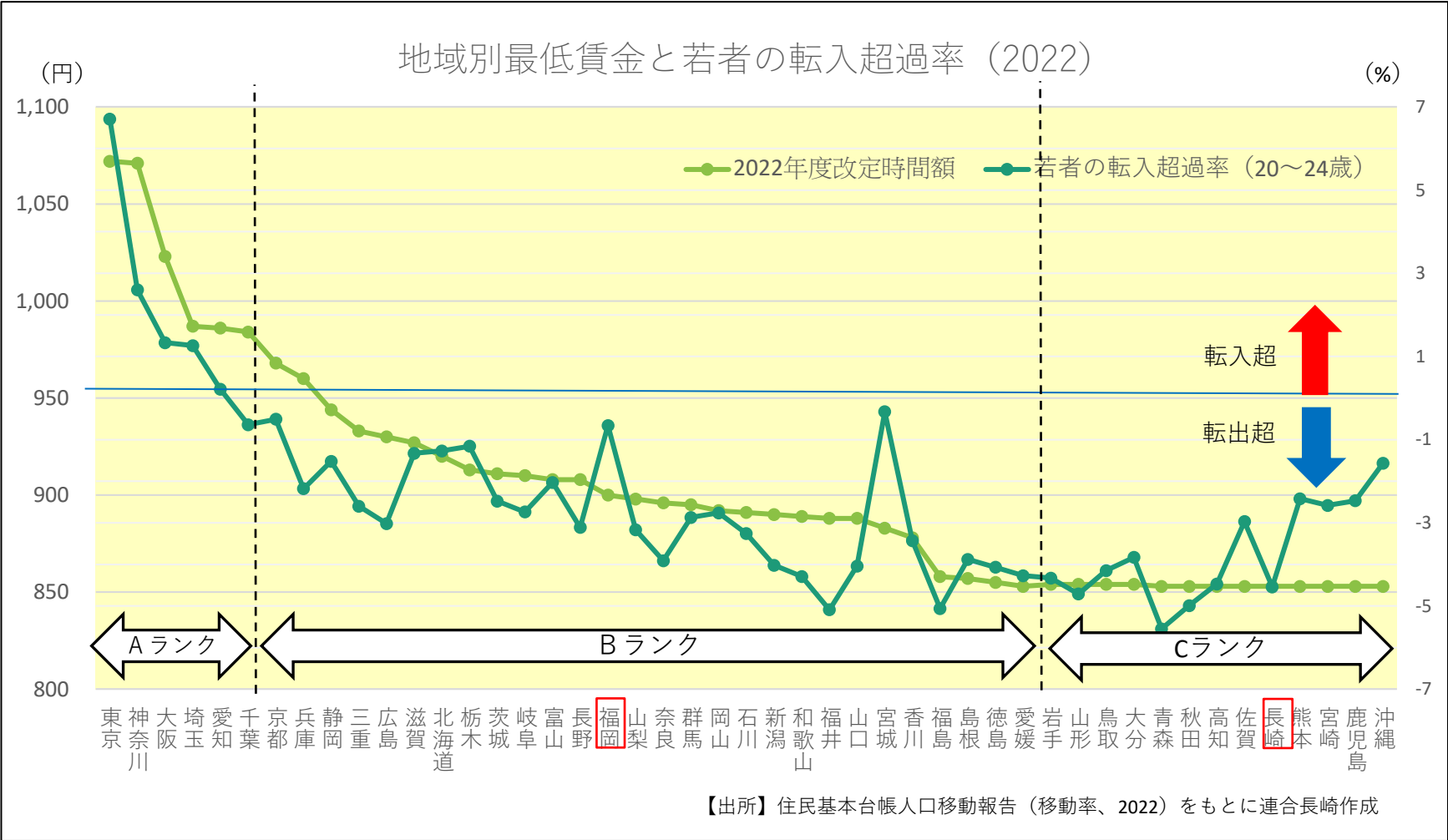


地域間格差の拡大!

地域別最低賃金は、地域の賃金相場を形成するベースであり、最低賃金の地域間格差がそのまま賃金相場の格差にも繋がっていることが推測される。結果、人口の県外流出やUIJターンなどの弊害となっている。また、外国人労働者は最低賃金で就労している場合が多く、今後さらに外国人労働者確保も困難になることが予想される。

【現状認識】 最低賃金の水準と若者の転入超過率には相関あり？

- 47都道府県のうち、若者（20～24歳）の人口が増加しているのは、Aランクのみ
- 最低賃金の水準と若者の転入超過率には、相関性がみられる。



最低賃金と社会の動き

2023年上半期の企業倒産15件 統計開始以来、最少に【長崎】



2023年07月30日16:40

2023年上半期の県内の企業倒産は15件、負債総額は23億800万円でした。

件数は統計開始以来最少で、負債総額も3番目の低水準でした。これは民間の信用調査会社・東京商工リサーチ長崎支店が発表したものです。

15件のうち、新型コロナ関連の倒産は10件で

2022年の上半期より4件少なくなっています。

新型コロナ関連の融資の返済計画の見直しなど金融機関の支援が全国的に見ても県内では手厚く継続していて、倒産の発生が抑えられていると見られています。

6月の倒産も長崎市の小売業（ガソリンスタンド）1件、負債総額3億円でした。

東京商工リサーチ長崎支店は、長崎スタジアムシティプロジェクトなど明るい話題はあるものの、人口流出など長期的に市場の縮小は避けられず、経営体質の弱い企業を中心に廃業や倒産が増える可能性は高いとしています。

【長崎】1500人雇用へ アミュプラザ新館の求人説明会

7/30(日) 19:08 配信

NiB長崎国際テレビ



今年秋に開業する予定のJR長崎駅に隣接する「アミュプラザ長崎新館」に出店する企業の求人説明会が30日、行われました。

（企業の担当者）

「ジュエリーに込められた思いをしっかりと伝えていく事が一番、私たちの仕事」

長崎駅の東側で建設が進む「アミュプラザ長崎新館」。

県内初出店を含め86の店舗が入る予定です。

30日は、そのうち14の企業による求人説明会が初めて開かれ、業務内容や雇用の条件面などを参加者にプレゼンしました。

説明会は10月まで月に一度のペースで行われ、新館では最大で1500人の雇用を予定しているということです。

最低賃金と社会の動き

2022/12/20

京セラ 諫早に新工場 人員1000人規模 半導体関連、2026年操業計画

京セラ（京都市）は19日、長崎県諫早市小栗地区の南諫早産業団地に新工場を建設すると発表した。先端半導体に関連する部品の旺盛な需要を背景に、生産体制の増強を図る。約15ヘクタールを取得し、2026年をめどに操業を開始する計画。段階的に進出し、最終的には地元雇用も含め千人程度の人員配置を想定している。本県への生産拠点開設は京セラグループ全体で初めて。県内への千人規模の大規模な企業誘致は、10年3月に操業を始めた長崎キャノン（東彼波佐見町）以来。

京セラによると、新工場は部品事業を中心に検討中。具体的に何を生産するかは今後の市場動向も踏まえて判断する。第5世代（5G）移动通信システムに不可欠な先端半導体を製造する装置の部品などが想定されるという。設備投資額や建物の規模は未定だが、同社は「市場の需要に対応し、グループの成長発展を図るとともに、地域社会の発展に貢献していきたい」としている。同社は積極的な増産投資を続けているが、国内に15カ所ある既存工場だけでは生産拡張が困難と判断。南諫早産業団地が、長崎自動車道に直結する島原道路の栗面インターチェンジや長崎空港に近く、交通の利便性が高いことに加え、本県には工学系の大学や高専があり、優れた人材を確保できることなどから進出を決めた。

近年は▽情報通信▽自動車関連▽環境・エネルギー▽医療・ヘルスケアの四つの重点市場に注力している。グループでは、京セラコミュニケーションシステム（京都市）が19年、情報通信技術（ICT）研究開発拠点を長崎市に開設した。グループ全体で29年3月期までの売上高3兆円達成を目標に掲げており、24年3月期以降も今期予想（2千億円）を上回る水準の投資を計画している。

取得予定の約15ヘクタールは、南諫早産業団地の分譲面積の4分の3に当たる。諫早市によると、同団地は全2工区。これまでに1工区（約11ヘクタール）が完成し、福岡市内の企業と諫早市土地開発公社が約1.2ヘクタールの売買契約を結んだ。2工区は23年度中に完成予定。

諫早市では、ソニーグループが、スマートフォンカメラ向け半導体の生産拠点と位置付けているソニーセミコンダクタマニュファクチャリング長崎テクノロジーセンター（長崎TEC、津久葉町）の工場の拡張を進めている。

2023/7/30(日) 16:29配信

長崎の宿泊稼働指数16ヵ月連続で前年同月上回る 新型コロナの影響脱したか



6月の県内の宿泊稼働指数は59.8でした。天候などの影響で5月よりは減少したものの、16ヵ月連続で前の年の同じ月を上回っています。

宿泊稼働指数は九州経済調査協会が宿泊予約サイトの空き室情報をもとに毎月発表しています。

6月の長崎県内の宿泊稼働指数は59.8で、天候や旅行支援縮小の影響で5月より14.9ポイント下げました。

一方、2022年5月と比較すると5ポイントのプラスで、16ヵ月連続で前の年の同じ月を上回っています。

全国的に5月の観光シーズンが終わり反動から前の月を下回っていますが、マイナス幅は比較的小さく、新型コロナの影響を脱したとみられています。

また、景気動向指数の7月予測も県内は115.6と、3ヵ月連続で前月比プラスとなりました。

電子部品・デバイスや生産用機械のプラス予測が押し上げたとみられています。

最低賃金と社会の動き

長崎県は「41位」”学校以外での勉強”に課題も 全国学力・学習状況調査

2023年07月31日20:30

小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査で、長崎はいずれも全国平均を下回る41位となりました。

授業以外の学習時間が少ないことなどの課題が指摘されています。

文部科学省の発表によりますと、長崎県は小中学校ともにすべての科目で全国平均を下回り41位でした。

県教委 義務教育課 岡野利男 課長「我々の指導、子供たちの学習の、学びの実態の課題、どちらもあると考えている」

教育の改善を目的に全国の小学6年生と中学3年生を対象にしたこの調査は、2023年4月、県内で約2万1000人が国語と算数・数学、英語のテストを受けました。

国語は小中ともに全国との差が縮まった一方、中学校の英語は5.6ポイント低くなっています。

小学国語66 (67.2) 中学国語69 (69.8) 英語40 (45.6)

県教育委員会によりますと、他の教科でもこれほどの差が開くことはないということです。

県教委 義務教育課 岡野利男 課長「マイナス5ポイント以上（全国平均と）差がつくのは過去においてもほとんどない。大きな課題と受け止めている」

教育が専門で県内の教師向けに研修なども行う熊本大学の川越明日香 准教授は、5ポイント以上の差は深刻だと話します。



背景などははっきりしないとしていますが、家庭で学習習慣を身に着けることが重要としています。

熊本大学 大学教育統括管理運営機構 川越明日香 准教授「学校でいい教育をしても家庭での学習習慣に結びつかないと学力の底上げにはならない。予習や復習を授業の習慣として入れていく。こつこつやるしかない」

学力の差は収入の差と比例しているとも言われています。政府が取りまとめた県庁所在地別の教育費への年間支出額は、長崎市は6万3871円で全国で3番目に低くなりました。

(2021年1月～12月)

長崎大学経済学部の山口純哉 准教授は「**教育費への支出額と最低賃金の高さは比例していて、賃金が高い長崎では教育費への支出が追いつかず、子供たちの学びの機会が失われている可能性がある**」と話します。

県教委も授業以外での学習時間が全国平均より少ないことを挙げ、学校と家庭、地域が連携して授業以外の学習を支えることが必要としています。

賃上げには環境整備が必要

●「価格転嫁の円滑化に関する協定書」締結

2023年6月8日、県内13団体による協定締結

長崎県
経済産業省九州経済産業局
国土交通省九州運輸局
厚生労働省
長崎県経営者協会
長崎県商工会議所連合会
長崎県商工会連合会
長崎県中小企業団体中央会
長崎経済同友会
長崎県中小企業家同友会
長崎県工業連合会
公益社団法人長崎県トラック協会
日本労働組合総連合会長崎県連合会



●「2023年度 連合長崎政策制度要求」

2023年7月28日、県に対して24項目の「2023年度連合長崎政策・制度要求書」を要求。
重点3項目の中で、以下の最低賃金に関する要求を行った。

雇用・労働政策

- 1) 地域別最低賃金の引き上げに伴い、賃金を引き上げる企業に対する支援制度を設けること



【最低賃金周知活動】

連合長崎では最低賃金の周知活動の一環として、長崎電気軌道・松浦鉄道・島原鉄道の中吊り広告、新聞広告等で周知活動を行っています。

2022年10月8日から
長崎県の
地域別最低賃金は
853円 時給

「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら
なんでも労働相談
ホットラインへ

スマホ・携帯OK
0120-154-052
10:00 ~ 17:00 (土日祝休み)

日本労働組合総連合会
長崎県連合会 (連合長崎)
〒850-0031 長崎県長崎市桜町9-6
勤労福祉会館1F

2022年9月30日付 読売新聞

2022年10月8日から
長崎県の地域別最低賃金は
853円 時給

午後10時~午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算 1,067円 時給

深夜 時間外 休日 に働くと、割増賃金が
適用されるケースがあります。

「おかしいな?」と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ

0120-154-052
連合長崎

2022.9.18~10.1 長崎新聞「ライフ」広告



長崎電気軌道へ車体看板広告



鉄道車両へ中吊り広告